

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律
施行令等（案）に関する意見募集（パブリックコメント）について

令和 8 年 1 0 月
内閣官房地域未来戦略本部事務局
副首都整備等推進室

令和 8 年特別国会（第 2 2 1 回国会）において国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和 8 年法律第 7 8 号）が成立し、同年 7 月 3 1 日に公布され、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされています。これを踏まえ、首都中枢機能代替地域及び副首都指定の要件を定める政府令について新たに制定する必要があります。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、案の作成の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1 意見募集対象

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令等（案）について

2 意見募集期限

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）（当日消印有効）

3 意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

- e-Gov を利用する場合
e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>）に掲載されている対象の意見募集案件の意見提出フォームから御提出ください。
- 郵送の場合
〒100—8968 東京都千代田区永田町 1—6—1
内閣官房地域未来戦略本部事務局副首都整備等推進室

4 意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令等（案）」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

連絡先窓口

内閣官房地域未来戦略本部事務局副首都整備等推進室

担 当：坂口主査

電 話：０３—３５８１—４５７７（直通）